

## 青山保健センターの利活用に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

## (設置)

第1条 青山保健センターにおいて、施設全体の管理運営業務を効率的、効果的に行うため、既存施設の改修、改築による活用並びに運営を行い、地域の健康増進事業を継続して行うにあたり、その貸付先となる事業者（以下「事業者」という。）を公平かつ適正に選定するため、附属機関の設置等に関する条例（平成19年伊賀市条例第31号）第2条及び伊賀市プロポーザル方式実施要綱（平成25年伊賀市告示第176号）第7条の規定に基づき、青山保健センターの利活用に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、事業者の選定について、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 募集要項の確認に関する事務
- (2) 評価の基本方針の設定に関する事務
- (3) 事業計画書等の審査及び事業者の選定に関する事務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し必要な事務

## (組織)

第3条 委員会は、委員6人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会の代表者
- (2) 伊賀市健康づくり推進協議会から選出する者
- (3) 阿保地区住民自治協議会の代表者
- (4) 経理に関する専門的知識を有する者
- (5) 伊賀市健康福祉部長
- (6) 伊賀市財務部長

## (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選任されていない場合は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は非公開とする。ただし、会議録は、伊賀市情報公開条例(平成16年伊賀市条例第15号)第7条各号に該当する情報を除き、公開とする。

(委員会の開催方法の特例)

第7条 委員長は、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から必要と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用した会議を開くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た情報(市又は委員会が公表した情報を除く。)を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の排斥)

第9条 委員は、第2条に規定する所掌事務に関し、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部健康推進課が行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年7月10日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第2条に規定する所掌事務が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。